

信州 OSS 推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「信州 OSS 推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、オープンソース・ソフトウェア(以下、「OSS」という。)を活用できる技術者や情報関連企業の育成・支援に取り組む。また OSS 等による情報システムの地産地消を推進し、域内産業の振興や雇用の促進、地域活性化に繋げることを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、塩尻市振興公社(長野県塩尻市大門八番町1番2号)に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行なうことができる。

- (1) 研究会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 技術力向上のための人材育成研修等の開催
- (3) OSS 推進に関する学術的研究、調査の実施
- (4) 域内外関連団体との連絡、交流、協働事業の実施
- (5) OSS に関心のある学生等に対する技術学習機会の提供
- (6) 上記の取組成果等の全国への発信と新たな市場の創出・拡大
- (7) その他前条の目的を達成させるための事業及びその受託

(会員及び入退会等)

第5条 協議会は、長野県内における OSS 推進に関わる産・学・官の諸機関・団体、個人等をもって構成し、協議会の趣旨に賛同する者は誰でも入会の資格を有する。

2 本協議会に入会しようとする者は、書面をもって申し込み、会長の承認を受けなければならない。

3 本協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

4 会員は、それぞれの役割に応じて、協議会が行う事業に積極的に協力するとともに、自ら OSS の推進に向けた取り組みに努める。

(役員)

第6条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は一般財団法人塩尻市振興公社理事長、副会長は塩尻インキュベーションプラザ所長とする。

(職務)

第7条 会長は、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐する。なお、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議の議長は会長が務める。

2 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第10条 協議会に関する企画運営および各事業を遂行するため、専門部会を置くことができる。

(機密保持)

第11条 会員は、本協議会で知りえた会員企業の情報を他に漏らしてはならない。

(会費)

第12条 原則として会費は徴収しない。ただし、会議における決定を経て徴収することができる。

(規約の改正)

第13条 この規約は、会議に出席した会員の合意を得て、改正することができる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規約は、平成25年9月13日から施行する。